

### 第3 租税特別措置法関係通達（法人税編）関係

昭和50年2月14日付直法2-2「租税特別措置法関係通達（法人税編）の制定について」（法令解釈通達）のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

#### 一 例言

改 正 後	改 正 前
例 言	例 言
1 .....	1 .....
2 .....	2 .....
3 .....	3 .....
4 .....	4 .....
5 .....	5 .....
(例)	(例)
<u>第1章の2</u> 特別税額控除及び減価償却の特例	<u>第1章</u> 特別税額控除及び減価償却の特例
.....	.....
.....	.....
.....	.....
第43条（特定設備等の特別償却）関係	第43条（特定設備等の特別償却）関係
第1款 共通事項	第1款 共通事項
第2款 公害防止設備	第2款 公害防止設備
第3款 <u>海洋運輸業等</u>	第3款 <u>工業用水道への転換設備</u>
.....	.....
.....	.....
.....	.....
6 .....	6 .....
..... <u>括弧書</u> .....	..... <u>かっこ書</u> .....
(例)	(例)
.....	.....

改 正 後	改 正 前
7 .....	7 .....

## 二 目 次

改 正 後	改 正 前
<p><b>第 1 章 中小企業者等の法人税率の特例</b> 第 42 条の 3 の 2 《中小企業者等の法人税率の特例》関係</p> <p><b>第 1 章の 2 特別税額控除及び減価償却の特例</b> 第 42 条の 4 《試験研究を行った場合の法人税額の特別控除》関係 第 1 款 試験研究費の額 第 2 款 中小企業者 第 3 款 その他 第 42 条の 5～第 48 条 《共通事項》関係 第 42 条の 5 《エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係 第 42 条の 6 《中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係 第 42 条の 9 《沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除》関係 第 42 条の 10 《国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却等又は法人税額の特別控除》関係 第 42 条の 11 《国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係 第 42 条の 11 の 2 《地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の特</p>	<p><b>第 1 章 中小企業者等の法人税率の特例</b> 第 42 条の 3 の 2 《中小企業者等の法人税率の特例》関係</p> <p><b>第 1 章の 2 特別税額控除及び減価償却の特例</b> 第 42 条の 4 《試験研究を行った場合の法人税額の特別控除》関係 第 1 款 試験研究費の額 第 2 款 中小企業者 第 3 款 その他 第 42 条の 5～第 48 条 《共通事項》関係 第 42 条の 5 《エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係 第 42 条の 6 《中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係 第 42 条の 9 《沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除》関係 第 42 条の 10 《国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却等又は法人税額の特別控除》関係 第 42 条の 11 《国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係 第 42 条の 12 《地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の特別償</p>

改 正 後	改 正 前
<p>別償却又は法人税額の特別控除) 関係</p> <p><u>第 42 条の 12</u> (特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除) 関係</p> <p><u>第 42 条の 12 の 2</u> (認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除) 関係</p> <p>第 42 条の 12 の 3 (特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係</p> <p>第 42 条の 12 の 4 (雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除) 関係</p> <p>第 42 条の 12 の 5 (生産性向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係</p> <p>第 42 条の 13 (法人税の額から控除される特別控除額の特例) 関係</p> <p>第 43 条 (特定設備等の特別償却) 関係</p> <p>第 1 款 共通事項</p> <p>第 2 款 公害防止設備</p> <p>第 3 款 海洋運輸業等</p> <p>第 44 条 (関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却) 関係</p> <p>第 44 条の 3 (共同利用施設の特別償却) 関係</p> <p>第 44 条の 5 (特定地域における電気通信設備の特別償却) 関係</p> <p>第 45 条 (特定地域における工業用機械等の特別償却) 関係</p> <p>第 45 条の 2 (医療用機器の特別償却) 関係</p> <p>第 46 条 (障害者を雇用する場合の機械等の割増償却) 関係</p> <p>第 47 条 (サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却) 関係</p>	<p>却又は法人税額の特別控除) 関係</p> <p><u>第 42 条の 12 の 2</u> (雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除) 関係</p> <p>第 42 条の 12 の 3 (特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係</p> <p>第 42 条の 12 の 4 (雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除) 関係</p> <p>第 42 条の 12 の 5 (生産性向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係</p> <p>第 42 条の 13 (法人税の額から控除される特別控除額の特例) 関係</p> <p>第 43 条 (特定設備等の特別償却) 関係</p> <p>第 1 款 共通事項</p> <p>第 2 款 公害防止設備</p> <p>第 3 款 海洋運輸業等</p> <p>第 44 条 (関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却) 関係</p> <p>第 44 条の 3 (共同利用施設の特別償却) 関係</p> <p><u>第 44 条の 4</u> (特定農産加工品生産設備の特別償却) 関係</p> <p>第 44 条の 5 (特定信頼性向上設備等の特別償却) 関係</p> <p>第 45 条 (特定地域における工業用機械等の特別償却) 関係</p> <p>第 45 条の 2 (医療用機器の特別償却) 関係</p> <p>第 46 条 (障害者を雇用する場合の機械等の割増償却) 関係</p> <p>第 47 条 (サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却) 関係</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第 47 条の 2 (特定都市再生建築物等の割増償却) 関係  第 48 条 (倉庫用建物等の割増償却) 関係  第 52 条の 3 (準備金方式による特別償却) 関係</p>	<p>第 47 条の 2 (特定都市再生建築物等の割増償却) 関係  第 48 条 (倉庫用建物等の割増償却) 関係  第 52 条の 3 (準備金方式による特別償却) 関係</p>
<p><b>第 2 章 準備金等</b></p> <p>第 55 条～第 57 条の 8 (共通事項) 関係  第 55 条 (海外投資等損失準備金) 関係  第 55 条の 2 (新事業開拓事業者投資損失準備金) 関係  第 55 条の 3 (特定事業再編投資損失準備金) 関係  第 55 条の 5 (金属鉱業等鉱害防止準備金) 関係  <u>第 56 条</u> (特定災害防止準備金) 関係</p> <p>第 57 条の 4 (原子力発電施設解体準備金) 関係  第 57 条の 5 (保険会社等の異常危険準備金) 関係  第 57 条の 6 (原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金) 関係  第 57 条の 7 (関西国際空港用地整備準備金) 関係  第 57 条の 7 の 2 (中部国際空港整備準備金) 関係  第 57 条の 8 (特定船舶に係る特別修繕準備金) 関係  第 57 条の 9 (中小企業等の貸倒引当金の特例) 関係</p>	<p><b>第 2 章 準備金等</b></p> <p>第 55 条～第 57 条の 8 (共通事項) 関係  第 55 条 (海外投資等損失準備金) 関係  第 55 条の 2 (新事業開拓事業者投資損失準備金) 関係  第 55 条の 3 (特定事業再編投資損失準備金) 関係  第 55 条の 5 (金属鉱業等鉱害防止準備金) 関係  <u>第 55 条の 6</u> (特定災害防止準備金) 関係  <u>第 56 条</u> (新幹線鉄道大規模改修準備金) 関係  <u>第 57 条の 3</u> (使用済燃料再処理準備金) 関係</p> <p>第 57 条の 4 (原子力発電施設解体準備金) 関係  第 57 条の 5 (保険会社等の異常危険準備金) 関係  第 57 条の 6 (原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金) 関係  第 57 条の 7 (関西国際空港用地整備準備金) 関係  第 57 条の 7 の 2 (中部国際空港整備準備金) 関係  第 57 条の 8 (特定船舶に係る特別修繕準備金) 関係  第 57 条の 9 (中小企業等の貸倒引当金の特例) 関係</p>
<p><b>第 3 章 削 除</b></p>	<p><b>第 3 章 削 除</b></p>
<p><b>第 4 章 鉱業所得の課税の特例</b></p> <p>第 58 条 (探鉱準備金又は海外探鉱準備金) 関係</p>	<p><b>第 4 章 鉱業所得の課税の特例</b></p> <p>第 58 条 (探鉱準備金又は海外探鉱準備金) 関係</p>

改 正 後	改 正 前
<p><b>第5章 沖縄の認定法人の課税の特例</b></p> <p>第60条（沖縄の認定法人の所得の特別控除）関係</p> <p><b>第5章の2 国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例</b></p> <p>第61条（<u>国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例</u>）関係</p> <p><b>第6章 削 除</b></p> <p><b>第7章 認定農地所有適格法人等の課税の特例</b></p> <p>第61条の2（農業経営基盤強化準備金）関係</p> <p>第61条の3（農用地等を取得した場合の課税の特例）関係</p> <p><b>第8章 交際費等の課税の特例</b></p> <p>第61条の4（交際費等の損金不算入）関係</p> <p>第1款 交際費等の範囲</p> <p>第2款 損金不算入額の計算</p> <p><b>第9章 土地の譲渡等がある場合の特別税率</b></p> <p>第62条の3（土地の譲渡等がある場合の特別税率）関係</p> <p>第1款 課税対象の範囲等</p> <p>第2款 収益の額</p> <p>第3款 原価の額</p> <p>第4款 直接又は間接に要した経費の額等</p>	<p><b>第5章 沖縄の認定法人の課税の特例</b></p> <p>第60条（沖縄の認定法人の所得の特別控除）関係</p> <p><b>第5章の2 国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の課税の特例</b></p> <p>第61条（<u>国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の課税の特例</u>）関係</p> <p><b>第6章 削 除</b></p> <p><b>第7章 認定農業生産法人等の課税の特例</b></p> <p>第61条の2（農業経営基盤強化準備金）関係</p> <p>第61条の3（農用地等を取得した場合の課税の特例）関係</p> <p><b>第8章 交際費等の課税の特例</b></p> <p>第61条の4（交際費等の損金不算入）関係</p> <p>第1款 交際費等の範囲</p> <p>第2款 損金不算入額の計算</p> <p><b>第9章 土地の譲渡等がある場合の特別税率</b></p> <p>第62条の3（土地の譲渡等がある場合の特別税率）関係</p> <p>第1款 課税対象の範囲等</p> <p>第2款 収益の額</p> <p>第3款 原価の額</p> <p>第4款 直接又は間接に要した経費の額等</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第 5 款 適用除外関係</p> <p>第 6 款 その他</p> <p>第 63 条（短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率）関係</p> <p>第 1 款 課税対象の範囲等</p> <p>第 2 款 収益の額</p> <p>第 3 款 原価の額</p> <p>第 4 款 直接又は間接に要した経費の額等</p> <p>第 5 款 適用除外関係</p> <p>第 6 款 その他</p>	<p>第 5 款 適用除外関係</p> <p>第 6 款 その他</p> <p>第 63 条（短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率）関係</p> <p>第 1 款 課税対象の範囲等</p> <p>第 2 款 収益の額</p> <p>第 3 款 原価の額</p> <p>第 4 款 直接又は間接に要した経費の額等</p> <p>第 5 款 適用除外関係</p> <p>第 6 款 その他</p>
<p><b>第 10 章 資産の譲渡の場合の課税の特例</b></p> <p>第 64 条～第 66 条の 2（共通事項）関係</p> <p>第 64 条～第 65 条の 2（収用等の場合の課税の特例）関係</p> <p>第 1 款 収用等の範囲</p> <p>第 2 款 補償金の範囲等</p> <p>第 3 款 圧縮記帳等の計算</p> <p>第 4 款 収用証明書等</p> <p>第 65 条の 2（収用換地等の場合の所得の特別控除）関係</p> <p>第 65 条の 3（特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除）関係</p> <p>第 65 条の 4（特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除）関係</p> <p>第 65 条の 5（農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除）関係</p> <p>第 65 条の 5 の 2（特定の長期所有土地等の所得の特別控除）関係</p>	<p><b>第 10 章 資産の譲渡の場合の課税の特例</b></p> <p>第 64 条～第 66 条の 2（共通事項）関係</p> <p>第 64 条～第 65 条の 2（収用等の場合の課税の特例）関係</p> <p>第 1 款 収用等の範囲</p> <p>第 2 款 補償金の範囲等</p> <p>第 3 款 圧縮記帳等の計算</p> <p>第 4 款 収用証明書等</p> <p>第 65 条の 2（収用換地等の場合の所得の特別控除）関係</p> <p>第 65 条の 3（特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除）関係</p> <p>第 65 条の 4（特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除）関係</p> <p>第 65 条の 5（農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除）関係</p> <p>第 65 条の 5 の 2（特定の長期所有土地等の所得の特別控除）関係</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第1款 対象資産の範囲等</p> <p>第2款 その他</p> <p>第65条の7～第65条の9（特定の資産の買換えの場合等の課税の特例）関係</p> <p>第1款 対象資産の範囲等</p> <p>第2款 事業の用に供したことの意義等</p> <p>第3款 圧縮限度額の計算等</p> <p>第4款 特別勘定</p> <p>第5款 その他</p> <p>第65条の11及び第65条の12（大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合等の課税の特例）関係</p> <p>第66条（特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例）関係</p> <p>第66条の2（平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例）関係</p> <p>第1款 対象資産の範囲等</p> <p>第2款 その他</p> <p><b>第11章 国外関連者との取引に係る課税の特例等</b></p> <p>第66条の4（国外関連者との取引に係る課税の特例）関係</p> <p>第1款 特殊の関係</p> <p>第2款 独立企業間価格の算定方法の選定</p> <p>第3款 比較対象取引</p> <p>第4款 独立企業間価格の算定</p> <p>第5款 利益分割法の適用</p>	<p>第1款 対象資産の範囲等</p> <p>第2款 その他</p> <p>第65条の7～第65条の9（特定の資産の買換えの場合等の課税の特例）関係</p> <p>第1款 対象資産の範囲等</p> <p>第2款 事業の用に供したことの意義等</p> <p>第3款 圧縮限度額の計算等</p> <p>第4款 特別勘定</p> <p>第5款 その他</p> <p>第65条の11及び第65条の12（大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合等の課税の特例）関係</p> <p>第66条（特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例）関係</p> <p>第66条の2（平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例）関係</p> <p>第1款 対象資産の範囲等</p> <p>第2款 その他</p> <p><b>第11章 国外関連者との取引に係る課税の特例等</b></p> <p>第66条の4（国外関連者との取引に係る課税の特例）関係</p> <p>第1款 特殊の関係</p> <p>第2款 独立企業間価格の算定方法の選定</p> <p>第3款 比較対象取引</p> <p>第4款 独立企業間価格の算定</p> <p>第5款 利益分割法の適用</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第6款 取引単位営業利益法の適用</p> <p>第7款 棚卸資産の売買以外の取引における独立企業間価格の算定方法の適用</p> <p>第8款 申告調整等</p> <p>第9款 国外移転所得金額の取扱い等</p> <p>第10款 その他</p> <p><b>第11章の2 外国法人の内部取引に係る課税の特例</b></p> <p>第66条の4の3《外国法人の内部取引に係る課税の特例》関係</p> <p>第1款 独立企業間価格の算定方法の選定</p> <p>第2款 比較対象取引</p> <p>第3款 独立企業間価格の算定</p> <p>第4款 利益分割法の適用</p> <p>第5款 取引単位営業利益法の適用</p> <p>第6款 棚卸資産の売買に相当する内部取引以外の内部取引における独立企業間価格の算定方法の適用</p> <p>第7款 申告調整等</p> <p>第8款 国外移転所得金額の取扱い等</p> <p><b>第11章の3 特定多国籍企業グループに係る国別報告事項の提供</b></p> <p><u>第66条の4の4《特定多国籍企業グループに係る国別報告事項の提供》関係</u></p> <p><b>第12章 関連者等に係る利子等の課税の特例</b></p> <p>第66条の5《国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例》関係</p> <p>第66条の5の2及び第66条の5の3《関連者等に係る純支払利子等の課税の特例》関係</p>	<p>第6款 取引単位営業利益法の適用</p> <p>第7款 棚卸資産の売買以外の取引における独立企業間価格の算定方法の適用</p> <p>第8款 申告調整等</p> <p>第9款 国外移転所得金額の取扱い等</p> <p>第10款 その他</p> <p><b>第11章の2 外国法人の内部取引に係る課税の特例</b></p> <p>第66条の4の3《外国法人の内部取引に係る課税の特例》関係</p> <p>第1款 独立企業間価格の算定方法の選定</p> <p>第2款 比較対象取引</p> <p>第3款 独立企業間価格の算定</p> <p>第4款 利益分割法の適用</p> <p>第5款 取引単位営業利益法の適用</p> <p>第6款 棚卸資産の売買に相当する内部取引以外の内部取引における独立企業間価格の算定方法の適用</p> <p>第7款 申告調整等</p> <p>第8款 国外移転所得金額の取扱い等</p> <p><b>第12章 関連者等に係る利子等の課税の特例</b></p> <p>第66条の5《国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例》関係</p> <p>第66条の5の2及び第66条の5の3《関連者等に係る純支払利子等の課税の特例》関係</p>



改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">特例) 関係</p> <p><b>第 13 章 内国法人の特定外国子会社等に係る所得等の課税の特例</b></p> <p>第 66 条の 6～第 66 条の 9 《内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例) 関係</p> <p>第 66 条の 9 の 2～第 66 条の 9 の 5 《特殊関係株主等である内国法人に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例) 関係</p> <p><b>第 14 章 その他の特例</b></p> <p>第 66 条の 10 《技術研究組合の所得の計算の特例) 関係</p> <p>第 66 条の 11 《特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例) 関係</p> <p>第 67 条 《社会保険診療報酬の所得の計算の特例) 関係</p> <p>第 67 条の 3 《<u>農地所有適格法人</u>の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例) 関係</p> <p>第 67 条の 4 《<u>転廃業助成金</u>等に係る課税の特例) 関係</p> <p>第 67 条の 5 《中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例) 関係</p> <p>第 67 条の 6 《特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入の特例) 関係</p> <p>第 67 条の 12 《組合事業等による損失がある場合の課税の特例) 関係</p> <p>第 67 条の 18 《国外所得金額の計算の特例) 関係</p> <p>第 68 条 《特定の協同組合等の法人税率の特例) 関係</p> <p>第 68 条の 2 の 3 《<u>適格合併等</u>の範囲等に関する特例) 関係</p> <p>第 1 款 合併法人等</p> <p>第 2 款 特定軽課税外国法人</p>	<p style="text-align: center;">特例) 関係</p> <p><b>第 13 章 内国法人の特定外国子会社等に係る所得等の課税の特例</b></p> <p>第 66 条の 6～第 66 条の 9 《内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例) 関係</p> <p>第 66 条の 9 の 2～第 66 条の 9 の 5 《特殊関係株主等である内国法人に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例) 関係</p> <p><b>第 14 章 その他の特例</b></p> <p>第 66 条の 10 《技術研究組合の所得の計算の特例) 関係</p> <p>第 66 条の 11 《特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例) 関係</p> <p>第 67 条 《社会保険診療報酬の所得の計算の特例) 関係</p> <p>第 67 条の 3 《<u>農業生産法人</u>の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例) 関係</p> <p>第 67 条の 4 《<u>転廃業助成金</u>等に係る課税の特例) 関係</p> <p>第 67 条の 5 《中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例) 関係</p> <p>第 67 条の 6 《特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入の特例) 関係</p> <p>第 67 条の 12 《組合事業等による損失がある場合の課税の特例) 関係</p> <p>第 67 条の 18 《国外所得金額の計算の特例) 関係</p> <p>第 68 条 《特定の協同組合等の法人税率の特例) 関係</p> <p>第 68 条の 2 の 3 《<u>適格合併等</u>の範囲等に関する特例) 関係</p> <p>第 1 款 合併法人等</p> <p>第 2 款 特定軽課税外国法人</p>

三 第 42 条の 4 ((試験研究を行った場合の法人税額の特別控除) 関係)

改 正 後	改 正 前
<p>(他の者から支払を受ける金額の範囲)</p> <p>42 の 4(1) - 1 ……………</p> <p>……………他の連結法人及び当該法人が外国法人である場合の法人税法第 138 条第 1 項第 1 号に規定する本店等……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(3) ……………</p> <p>④ 1 ……………</p> <p>2 ……………</p>	<p>(他の者から支払を受ける金額の範囲)</p> <p>42 の 4(1) - 1 ……………</p> <p>……………他の連結法人……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(3) ……………</p> <p>④ 1 ……………</p> <p>2 ……………</p>

四 第 42 条の 5 ~ 第 48 条 ((共通事項) 関係)

改 正 後	改 正 前
<p>(特定設備等の特別償却の計算)</p> <p>42 の 5~48(共) - 1 措置法第 42 条の 5 第 1 項、<u>第 42 条の 6 第 1 項及び第 2 項、第 42 条の 10 第 1 項、第 42 条の 11 第 1 項、第 42 条の 11 の 2 第 1 項、第 42 条の 12 の 3 第 1 項、第 42 条の 12 の 5 第 1 項、第 43 条から第 44 条まで、第 44 条の 3 並びに第 44 条の 5 から第 48 条まで</u>……………</p> <p>(特別償却等の適用を受けたものの意義)</p> <p>42 の 5~48(共) - 2 ……………措置法第 42 条の 5 第 1 項、第 42 条の 6 第 1 項及び第 2 項、第 42 条の 10 第 1 項、第 42 条の 11 第 1 項、<u>第 42 条の 11 の 2 第 1 項</u>、第 42 条の 12 の 3 第 1 項、第 42 条の 12 の 5 第 1 項、第 43 条から第</p>	<p>(特定設備等の特別償却の計算)</p> <p>42 の 5~48(共) - 1 措置法第 42 条の 5 第 1 項及び第 6 項、<u>第 42 条の 6 第 1 項から第 4 項まで</u>、第 42 条の 10 第 1 項、第 42 条の 11 第 1 項、<u>第 42 条の 12 第 1 項</u>、第 42 条の 12 の 3 第 1 項、第 42 条の 12 の 5 第 1 項<u>から第 4 項まで</u>、第 43 条から第 44 条まで<u>並びに第 44 条の 3 から第 48 条まで</u>……………</p> <p>(特別償却等の適用を受けたものの意義)</p> <p>42 の 5~48(共) - 2 ……………措置法第 42 条の 5 第 1 項及び第 6 項、第 42 条の 6 第 1 項及び第 2 項、第 42 条の 10 第 1 項、第 42 条の 11 第 1 項、<u>第 42 条の 12 第 1 項</u>、第 42 条の 12 の 3 第 1 項、第 42 条の 12 の 5 第 1 項<u>及び第 2 項</u>、</p>

改 正 後	改 正 前
<p>44条まで、<u>第44条の3並びに第44条の5</u>から第48条までの規定（同法第68条の10第1項、第68条の11第1項及び第2項、第68条の14第1項、<u>第68条の14の2第1項、第68条の15第1項、第68条の15の4第1項、第68条の15の6第1項、第68条の16、第68条の17、第68条の19、第68条の24、第68条の26、第68条の27、第68条の29、第68条の31並びに第68条の33</u>から第68条の36まで……………</p> <p>（適格合併等があった場合の特別償却等の適用）</p> <p>42の5～48(共)－3 措置法第42条の5、第42条の6、第42条の10から<u>第42条の11の2</u>まで、第42条の12の3、第42条の12の5、第43条から第44条まで、第44条の3、<u>第44条の5</u>から第45条の2まで及び第47条から第48条まで……………</p> <p>④1 ……………</p> <p>2 ……………</p> <p>（被合併法人等が有する繰越税額控除限度超過額）</p> <p>42の5～48(共)－4 ……………措置法第42条の5第4項、<u>第42条の6第6項、第42条の9第3項又は第42条の12の3第4項</u>……………</p>	<p>第43条から第44条まで<u>並びに第44条の3</u>から第48条までの規定（同法第68条の10第1項<u>及び第6項</u>、第68条の11第1項及び第2項、第68条の14第1項、<u>第68条の15第1項、第68条の15の2第1項、第68条の15の4第1項、第68条の15の6第1項及び第2項</u>、第68条の16、第68条の17、第68条の19、第68条の24から<u>第68条の27</u>まで、第68条の29、第68条の31並びに第68条の33から第68条の36まで……………</p> <p>（適格合併等があった場合の特別償却等の適用）</p> <p>42の5～48(共)－3 措置法第42条の5、第42条の6、第42条の10から<u>第42条の12</u>まで、第42条の12の3、第42条の12の5、第43条から第44条まで、第44条の3から第45条の2まで及び第47条から第48条まで……………</p> <p>④1 ……………</p> <p>2 ……………</p> <p>（被合併法人等が有する繰越税額控除限度超過額）</p> <p>42の5～48(共)－4 ……………措置法第42条の5第4項、<u>第42条の6第11項、第42条の9第3項、第42条の10第4項、第42条の11第4項</u>又は第42条の12の3第4項……………</p>

五 第42条の5（エネルギー環境負荷低減推進設備等を取付した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係

改 正 後	改 正 前
（貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与）	（貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与）

改 正 後	改 正 前
<p>42 の 5-1 ……………</p> <p>……………<u>同項に規定するエネルギー環境負荷低減推進設備等（以下 42 の 5-3 までにおいて「エネルギー環境負荷低減推進設備等」という。）を…</u></p> <p>……………<u>エネルギー環境負荷低減推進設備等が…</u>……………<u>エネルギー環境負荷低減推進設備等は…</u></p> <p>（附属機器等の同時設置の意義）</p> <p>42 の 5-2 ……………</p> <p>……………<u>エネルギー環境負荷低減推進設備等…</u></p> <p>（中小企業者であるかどうかの判定の時期）</p> <p>42 の 5-3 ……………</p> <p>……………<u>エネルギー環境負荷低減推進設備等（車両及び運搬具を除く。）</u></p> <p><u>の取得等をした日及び…</u></p>	<p>42 の 5-1 ……………</p> <p>……………<u>機械及び装置を…</u>……………<u>機械及び装置が…</u></p> <p><u>機械及び装置は…</u></p> <p>（附属機器等の同時設置の意義）</p> <p>42 の 5-2 ……………</p> <p>……………<u>措置法第 42 条の 5 第 1 項に規定するエネルギー環境負荷低減推進設備等…</u></p> <p>（中小企業者であるかどうかの判定の時期）</p> <p>42 の 5-3 ……………</p> <p>……………<u>その取得等をした機械その他の減価償却資産を…</u></p>

六 第 42 条の 6（中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係

改 正 後	改 正 前
<p>（事業年度の中途において中小企業者等に該当しなくなった場合等の適用）</p> <p>42 の 6-1 ……………</p> <p>……………<u>同条第 2 項…</u>……………<u>同条第 2 項及び第 4 項…</u></p> <p>……………<u>措置法令第 27 条の 6 第 8 項第 2 号若しくは第 3 号又は措置法規則第 20 条の 3 第 5 項若しくは第 6 項…</u>……………<u>これらの規定…</u></p>	<p>（事業年度の中途において中小企業者等に該当しなくなった場合等の適用）</p> <p>42 の 6-1 ……………</p> <p>……………<u>同条第 2 項又は第 8 項…</u>……………<u>同条第 2 項及び第 8 項…</u></p> <p>……………<u>措置法規則第 20 条の 3 第 5 項又は第 6 項…</u>……………<u>これらの項…</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>…</p> <p>⑥1 ……<u>措置法第 42 条の 6 第 3 項</u>……</p> <p>2 ……</p> <p>……………<u>措置法第 42 条の 6 第 4 項</u>……………</p> <p>(1) ……</p> <p>(2) ……</p> <p style="text-align: right;">(廃 止)</p>	<p>⑥1 ……<u>措置法第 42 条の 6 第 7 項</u>……</p> <p>2 ……</p> <p>……………<u>措置法第 42 条の 6 第 8 項</u>……………</p> <p>(1) ……</p> <p>(2) ……</p> <p><u>(特例対象事業年度等に取得供用した特定生産性向上設備等についての適用)</u></p> <p><u>42 の 6-1 の 2 措置法第 42 条の 6 第 3 項又は第 10 項の規定は、同条第 3 項に規定する特例適用事業年度（以下 42 の 6-1 の 2 において「特例適用事業年度」という。）終了の日において中小企業者等に該当する法人が、中小企業者等に該当していた期間（同項に規定する特例対象事業年度等の特定期間内の期間に限る。）内に取得等をして指定事業の用に供した特定生産性向上設備等（同項又は同条第 10 項に規定する「特定生産性向上設備等」をいう。）について適用があることに留意する。</u></p> <p><u>⑥1 同条第 4 項に規定する特定生産性向上設備等についても、本文と同様、特例適用事業年度終了の日において中小企業者等に該当する法人に適用があることに留意する。</u></p> <p><u>2 特例適用事業年度終了の日において特定中小企業者等に該当する法人が、特定中小企業者等に該当していた期間（同条第 3 項に規定する特例対象事業年度等の特定期間内の期間に限る。）内に取得等をして指定事業の用に供した同条第 10 項に規定する特定生産性向上設備等に係る同項の繰越税額控除限度超過額に加算する金額は、当該特定生産性向上設備等の取得価額の合計額の 100 分の 10 に相当する金額による。</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(取得価額の判定単位)</p> <p>42 の 6-2 措置法令第 27 条の 6 第 3 項又は第 8 項第 1 号若しくは第 2 号……………</p> <p>……………</p> <p>(注) 1 ……………</p> <p>2 措置法令第 27 条の 6 第 8 項第 2 号に規定する工具、器具及び備品の取得価額の合計額が 120 万円以上であるかどうかについては、工具と器具及び備品とを区別してそれぞれごとの取得価額の合計額により判定することに留意する。</p> <p>(取得価額の合計額で判定する特定生産性向上設備等)</p> <p>42 の 6-2 の 2 措置法第 42 条の 6 第 2 項……………同項に規定する生産性向上設備等 (以下 42 の 6-2 の 2 において「生産性向上設備等」という。) ……</p> <p>……………</p> <p>(注) 例えば、<u>生産性向上設備等</u>……………<u>措置法令第 27 条の 6 第 8 項第 2 号又は第 3 号</u>……………</p> <p>(圧縮記帳の適用を受けた場合の特定機械装置等の取得価額要件の判定)</p> <p>42 の 6-3 措置法令第 27 条の 6 第 3 項<u>又は第 8 項</u>……………</p> <p>(国庫補助金等の圧縮記帳の適用を受ける場合の取得価額)</p> <p>42 の 6-3 の 2 措置法第 42 条の 6 第 4 項に規定する税額控除限度額……………</p> <p>……………<u>同項</u>……………</p>	<p>(取得価額の判定単位)</p> <p>42 の 6-2 措置法令第 27 条の 6 第 3 項……………</p> <p>(注) ……………</p> <p>(取得価額の合計額で判定する特定生産性向上設備等)</p> <p>42 の 6-2 の 2 措置法第 42 条の 6 第 2 項から第 4 項まで、第 8 項又は第 10 項……………<u>措置法第 42 条の 12 の 5 第 1 項、第 3 項、第 4 項又は第 9 項に規定する特定生産性向上設備等 (以下 42 の 6-2 の 2 において「生産性向上設備投資促進税制の特定生産性向上設備等」という。)</u> ……………</p> <p>(注) 例えば、<u>生産性向上設備投資促進税制の特定生産性向上設備等</u>……………</p> <p>……………<u>措置法令第 27 条の 12 の 5 第 2 項第 2 号若しくは第 4 号、第 3 項第 2 号若しくは第 4 号又は第 5 項第 2 号若しくは第 4 号</u>……………</p> <p>(圧縮記帳の適用を受けた場合の特定機械装置等の取得価額要件の判定)</p> <p>42 の 6-3 措置法令第 27 条の 6 第 3 項……………</p> <p>(国庫補助金等の圧縮記帳の適用を受ける場合の取得価額)</p> <p>42 の 6-3 の 2 措置法第 42 条の 6 第 8 項に規定する税額控除限度額 (同条第 10 項の繰越税額控除限度超過額に加算される金額を含む。) ……………<u>同条第 8 項又は第 10 項</u>……………</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(1) ..... .....以下 42 の 6 - 3 の 2 .....</p> <p>(2) .....</p> <p>④ 1 .....</p> <p>2 .....</p> <p>.....措置法第 42 条の 6 第 4 項.....</p> <p>(特定機械装置等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)</p> <p>42 の 6-10 .....</p> <p>.....措置法第 42 条の 6 第 3 項 (同法第 68 条の 11 第 3 項.....</p> <p>.....</p> <p>措置法第 42 条の 6 第 4 項 (同法第 68 条の 11 第 4 項.....措置法第 42 条の 6 第 4 項 (同法第 68 条の 11 第 4 項.....</p> <p>(ソフトウェアの改良費用)</p> <p>42 の 6-10 の 2 .....</p> <p>.....措置法第 42 条の 6 第 1 項から第 4 項まで.....</p>	<p>(1) ..... .....措置法第 42 条の 6 第 10 項に規定する特定生産性向上設備等 について同項の適用を受けようとする場合にあっては、同項に規定する特例 適用事業年度を含む。以下 42 の 6 - 3 の 2 .....</p> <p>(2) .....</p> <p>④ 1 .....</p> <p>2 .....</p> <p>.....措置法第 42 条の 6 第 8 項.....</p> <p>(特定機械装置等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)</p> <p>42 の 6-10 .....</p> <p>.....措置法第 42 条の 6 第 7 項 (同法第 68 条の 11 第 7 項.....</p> <p>.....</p> <p>措置法第 42 条の 6 第 8 項 (同法第 68 条の 11 第 8 項.....措置法第 42 条の 6 第 8 項 (同法第 68 条の 11 第 8 項.....</p> <p>(ソフトウェアの改良費用)</p> <p>42 の 6-10 の 2 .....</p> <p>.....措置法第 42 条の 6 第 1 項から第 3 項まで、第 7 項、第 8 項 又は第 10 項.....</p> <p>同条第 4 項に規定する被合併法人等が新たな機能の追加等のための費用を支出した場合についても、同様とする。</p>

七 第 42 条の 10 (国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却等又は法人税額の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前
(開発研究用資産の償却費) 42 の 10-9 <u>措置法第 42 条の 10 第 3 項</u> ……………	(開発研究用資産の償却費) 42 の 10-9 <u>措置法第 42 条の 10 第 6 項</u> ……………

八 第 42 条の 11 (国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却等又は法人税額の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前
(特定機械装置等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算) 42 の 11-8 …………… <u>同法第 68 条の 14 の 2 第 1 項</u> …………… <u>同法第 68 条の 14 の 2 第 2 項</u> ……………	(特定機械装置等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算) 42 の 11-8 …………… <u>同法第 68 条の 15 第 1 項</u> …………… <u>同法第 68 条の 15 第 2 項</u> ……………

九 第 42 条の 11 の 2 (地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の特別償却等又は法人税額の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前
<u>第 42 条の 11 の 2</u> (地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の特別償却等又は法人税額の特別控除) 関係  (特別償却等の対象となる建物の附属設備) 42 の 11 の 2-1 <u>措置法第 42 条の 11 の 2 第 1 項</u> ……………  (中小企業者であるかどうかの判定の時期) 42 の 11 の 2-2 <u>法人が、措置法令第 27 条の 11 の 2</u> …………… <u>措置法第 42 条の 11 の 2 第 1 項に規定する建物及びその附属設備並びに構築物の取得等をした日及び</u> ……………	<u>第 42 条の 12</u> (地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の特別償却等又は法人税額の特別控除) 関係  (特別償却等の対象となる建物の附属設備) 42 の 12-1 <u>措置法第 42 条の 12 第 1 項</u> ……………  (中小企業者であるかどうかの判定の時期) 42 の 12-2 <u>法人が、措置法令第 27 条の 12</u> …………… <u>その取得等をした措置法第 42 条の 12 第 1 項に規定する建物及びその附属設備並びに構築物を</u> ……………



改 正 後	改 正 前
<p>(圧縮記帳の適用を受けた場合の特定建物等の取得価額要件の判定)</p> <p><u>42の11の2-3</u> 措置法令第27条の11の2……………<u>42の11の2-4(2)</u>  ……………<u>42の11の2-4(2)</u>……………<u>42の11の2-4(2)</u>……………  ……………</p> <p>(国庫補助金等の圧縮記帳の適用を受ける場合の取得価額)</p> <p><u>42の11の2-4</u> 措置法第42条の11の2第2項……………  (1) ……………  ……………<u>42の11の2-4</u>……………  (2) ……………  (㊦)1 ……………  2 ……………  ……………<u>措置法第42条の11の2第2項</u>……………</p> <p>(特定建物等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)</p> <p><u>42の11の2-5</u> ……………<u>措置法第68条の15第1項</u>……………<u>措置</u>  <u>法第42条の11の2第2項</u> (同法第68条の15第2項……………</p>	<p>(圧縮記帳の適用を受けた場合の特定建物等の取得価額要件の判定)</p> <p><u>42の12-3</u> 措置法令第27条の12……………<u>42の12-4(2)</u>……………  <u>42の12-4(2)</u>……………<u>42の12-4(2)</u>……………</p> <p>(国庫補助金等の圧縮記帳の適用を受ける場合の取得価額)</p> <p><u>42の12-4</u> 措置法第42条の12第2項……………  (1) ……………  ……………<u>42の12-4</u>……………  (2) ……………  (㊦)1 ……………  2 ……………  ……………<u>措置法第42条の12第2項</u>……………</p> <p>(特定建物等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)</p> <p><u>42の12-5</u> ……………<u>措置法第68条の15の2第1項</u>……………<u>措置</u>  <u>法第42条の12第2項</u> (同法第68条の15の2第2項……………</p>

十 第 42 条の 12 (特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前
<p><u>第 42 条の 12 (特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除) 関係</u></p> <p>(中小企業者等であるかどうかの判定の時期)</p> <p><u>42 の 12-1 法人が措置法第 42 条の 12 第 1 項に規定する「中小企業者等」に該当する法人であるかどうかは、同項に規定する……………</u></p> <p>(他の者から支払を受ける金額の範囲)</p> <p><u>42 の 12-2 措置法第 42 条の 12 第 5 項第 9 号……………他の連結法人及び当該法人が外国法人である場合の法人税法第 138 条第 1 項第 1 号に規定する本店等……………</u></p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p>	<p><u>第 42 条の 12 の 2 (雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除) 関係</u></p> <p>(中小企業者等であるかどうかの判定の時期)</p> <p><u>42 の 12 の 2-1 法人が措置法第 42 条の 12 の 2 第 1 項の中小企業者等に該当するかどうかは、当該……………</u></p> <p>(他の者から支払を受ける金額の範囲)</p> <p><u>42 の 12 の 2-2 措置法第 42 条の 12 の 2 第 5 項第 8 号……………他の連結法人……………</u></p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p>

十一 第 42 条の 12 の 2 (認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前
<p><u>第 42 条の 12 の 2 (認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除) 関係</u></p> <p>(控除対象個別帰属調整額等のうち控除されなかった金額を明らかにする書類)</p> <p><u>42 の 12 の 2-1 措置法令第 27 条の 12 の 2 第 3 項に規定する「当該金額を明らかにする書類」には、例えば、地方税法施行規則第六号様式別表二、別表二の</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<u>二及び別表二の三又は第二十号様式別表二、別表二の二及び別表二の三の控えの写しが該当する。</u>	

十二 第 42 条の 12 の 3 (特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前
(中小企業者であるかどうかの判定の時期) 42 の 12 の 3-1 ..... ..... <u>同項に規定する経営改善設備の取得又は製作若しくは建設 (以下「取得等」という。) をした日及び</u> ..... (注) .....	(中小企業者であるかどうかの判定の時期) 42 の 12 の 3-1 ..... ..... <u>その取得又は製作若しくは建設 (以下「取得等」という。) をした同項に規定する経営改善設備を</u> ..... (注) .....

十三 第 42 条の 12 の 4 (雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前
(中小企業者等であるかどうかの判定の時期) 42 の 12 の 4-1 ..... <u>に規定する「中小企業者等」に該当する法人であるかどうか</u> .....  (他の者から支払を受ける金額の範囲) 42 の 12 の 4-2 ..... ..... <u>他の連結法人及び当該法人が外国法人である場合の法人税法第 138 条第 1 項第 1 号に規定する本店等</u> ..... (1) .....	(中小企業者等であるかどうかの判定の時期) 42 の 12 の 4-1 ..... <u>の中小企業者等に該当するかどうか</u> ..... .....  (他の者から支払を受ける金額の範囲) 42 の 12 の 4-2 ..... .....他の連結法人..... (1) .....

改 正 後	改 正 前
(2) .....  (継続雇用制度対象者の判定) 42 の 12 の 4-5 ..... .....措置法令第 27 条の 12 の 4 第 14 項.....	(2) .....  (継続雇用制度対象者の判定) 42 の 12 の 4-5 ..... .....措置法令第 27 条の 12 の 4 第 11 項.....

十四 第 42 条の 12 の 5 (生産性向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前
(取得価額の判定単位) 42 の 12 の 5-2 .....	(取得価額の判定単位) 42 の 12 の 5-2 ..... <u>同条第 3 項第 1 号若しくは第 2 号又は第 5 項第 1 号若しくは第 2 号に規定する機械及び装置又は工具、器具及び備品の 1 台又は 1 基の取得価額の判定についても、同様とする。</u>
(取得価額の合計額の判定) 42 の 12 の 5-3 .....	(取得価額の合計額の判定) 42 の 12 の 5-3 ..... <u>同条第 3 項第 2 号又は第 5 項第 2 号に規定する工具、器具及び備品の取得価額の合計額の判定についても、同様とする。</u>
(圧縮記帳の適用を受けた場合の特定生産性向上設備等の取得価額要件の判定) 42 の 12 の 5-4 .....	(圧縮記帳の適用を受けた場合の特定生産性向上設備等の取得価額要件の判定) 42 の 12 の 5-4 ..... <u>措置法令第 27 条の 12 の 5 第 3 項又は第 5 項の取得価額の判定について</u>

改 正 後	改 正 前
<p>(国庫補助金等の圧縮記帳の適用を受ける場合の取得価額)</p> <p>42 の 12 の 5-5 ……………</p> <p>以下 42 の 12 の 5-5 ……………同条第 1 項……………<u>42 の 12 の 5-6 まで</u>……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>……………以下 42 の 12 の 5-5 ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)</p> <p>42 の 12 の 5-6 法人が、その<u>取得等をした</u>特定生産性向上設備等……………</p> <p>……………<u>措置法第 42 条の 12 の 5</u>……………</p> <p>(特定生産性向上設備等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)</p> <p>42 の 12 の 5-7 ……………</p> <p>……………<u>措置法第 42 条の 12 の 5 第 7 項</u> (同法第 68 条の 15 の 6 第 7 項……………</p>	<p><u>も、同様とする。</u></p> <p>(国庫補助金等の圧縮記帳の適用を受ける場合の取得価額)</p> <p>42 の 12 の 5-5 ……………</p> <p><u>同条第 8 項の規定により同条第 7 項に規定する税額控除限度額とされる金額を含む。</u>以下 42 の 12 の 5-5 ……………<u>同条第 1 項又は第 9 項</u>……………</p> <p>……………<u>42 の 12 の 5-5</u>……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>……………<u>措置法第 42 条の 12 の 5 第 9 項に規定する特定生産性向上設備等について同項の適用を受けようとする場合にあっては、同項に規定する特例適用事業年度を含む。</u>以下 42 の 12 の 5-5 ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)</p> <p>42 の 12 の 5-6 法人が、その<u>取得等をし、又は移転を受けた</u>特定生産性向上設備等 (<u>措置法第 42 条の 12 の 5 第 1 項、第 3 項、第 4 項又は第 9 項に規定する「特定生産性向上設備等」をいう。</u>) ……………<u>同条</u>……………</p> <p>……………</p> <p>(特定生産性向上設備等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)</p> <p>42 の 12 の 5-7 ……………</p> <p>……………<u>措置法第 42 条の 12 の 5 第 7 項又は第 8 項</u> (同法第 68 条の 15 の 6 第 7 項<u>又は第 8 項</u>……………</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(ソフトウェアの改良費用)</p> <p>42 の 12 の 5-8 ……………</p> <p>……………<u>措置法第 42 条の 12 の 5 第 1 項又は第 7 項</u>……………</p>	<p>(ソフトウェアの改良費用)</p> <p>42 の 12 の 5-8 ……………</p> <p>……………<u>措置法第 42 条の 12 の 5 第 1 項から第 3 項まで、第 7 項又は第 8 項</u>……………</p> <p><u>同条第 4 項に規定する被合併法人等が新たな機能の追加等のための費用を支出した場合についても、同様とする。</u></p>

十五 第 42 条の 13 (法人税の額から控除される特別控除額の特例) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(控除可能期間の判定)</p> <p>42 の 13-1 ……………<u>調整前法人税額超過額</u>……………</p> <p>(注) ……………</p>	<p>(控除可能期間の判定)</p> <p>42 の 13-1 ……………<u>法人税額超過額</u>……………</p> <p>(注) ……………</p>

十六 第 43 条 (特定設備等の特別償却) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(中小企業者であるかどうかの判定の時期)</p> <p>43 (2) -2 ……………</p> <p>……………<u>特定設備等の取得又は製作若しくは建設 (以下「取得等」とい</u> <u>う。)</u> <u>をした日及び</u>……………</p>	<p>(中小企業者であるかどうかの判定の時期)</p> <p>43 (2) -2 ……………</p> <p>……………<u>その取得又は製作若しくは建設をした特定設備等を</u>……………</p> <p>………</p>

十七 旧第 44 条の 4 (特定農産加工品生産設備の特別償却) 関係

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	<p align="center"><b>第 44 条の 4 (特定農産加工品生産設備の特別償却) 関係</b></p>
(廃 止)	<p><u>(中小企業者であるかどうかの判定の時期)</u></p> <p><b>44 の 4-1</b> <u>法人が、措置法第 44 条の 4 第 1 項に規定する「中小企業者」に該当する法人であるかどうかは、その取得し、又は製作した同項に規定する特定農産加工品生産設備（以下「特定農産加工品生産設備」という。）を事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。</u></p>
(廃 止)	<p><u>(事業の用に供したものとされる資産の貸与)</u></p> <p><b>44 の 4-2</b> <u>法人が、自己の下請業者（措置法第 44 条の 4 第 1 項に規定する経営改善計画の承認を受けたものに限る。）で同項の特定農産加工業（以下「特定農産加工業」という。）に属する事業を営むものに対し、当該事業の用に供する特定農産加工品生産設備を貸し付けている場合において、当該特定農産加工品生産設備が専ら当該法人の製造する製品の加工等の用に供されるものであるときは、その貸し付けている特定農産加工品生産設備は当該法人の営む特定農産加工業に属する事業の用に供したものととして取り扱う。</u></p> <p>④ <u>自己の計算において原材料等を購入し、これをあらかじめ指示した条件に従って下請加工させて完成品とするいわゆる製造問屋の事業は、特定農産加工業に属する事業に該当しない。</u></p>
(廃 止)	<p><u>(取得価額の判定単位)</u></p> <p><b>44 の 4-3</b> <u>措置法令第 28 条の 7 第 1 項に規定する機械及び装置の 1 台又は 1 基の取得価額が 340 万円以上であるかどうかについては、通常一単位として取引される単位ごとに判定するのであるが、個々の機械及び装置の本体と同時に設</u></p>

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	<p><u>置する自動調整装置又は原動機のような附属機器で当該本体と一体となって使用するものがある場合には、これらの附属機器を含めたところによりその判定を行うことができるものとする。</u></p> <p><u>(圧縮記帳をした特定農産加工品生産設備の取得価額)</u></p> <p><u>44 の 4-4 措置法令第 28 条の 7 第 1 項に規定する機械及び装置の取得価額が 340 万円以上であるかどうかを判定する場合において、その機械及び装置が法第 42 条から第 49 条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるときは、その圧縮記帳後の金額に基づいてその判定を行うものとする。</u></p>

十八 第 44 条の 5 (特定地域における電気通信設備の特別償却) 関係

改 正 後	改 正 前
第 44 条の 5 (特定地域における電気通信設備の特別償却) 関係	第 44 条の 5 (特定信頼性向上設備等の特別償却) 関係
44 の 5-1 削 除	<p><u>(附属装置等の同時設置の意義)</u></p> <p><u>44 の 5-1 平成 25 年 4 月 30 日付総務省告示第 204 号においてサーバー用の電子計算機と同時に設置することを条件として、措置法第 44 条の 5 第 1 項に規定する特定信頼性向上設備に該当する旨の定めのある非常用電源装置若しくはルーター若しくはスイッチ又は附属の補助記憶装置若しくは電源装置 (以下「附属装置等」という。) には、一の計画に基づきサーバー用の電子計算機の設置の前後相当期間内に設置するこれらの附属装置等が含まれるものとする。</u></p>
(圧縮記帳をした減価償却資産の取得価額)	(圧縮記帳をした減価償却資産の取得価額)



改 正 後	改 正 前
44 の 5-2 法人が措置法令第 28 条の 8 第 1 号…………… <u>同号</u> …………… … <u>特定電気通信設備</u> ……………	44 の 5-2 法人が措置法令第 28 条の 8 第 2 項第 2 号イ…………… <u>同号イ</u> …………… …………… <u>特定信頼性向上設備</u> ……………

十九 第 45 条《特定地域における工業用機械等の特別償却》関係

改 正 後	改 正 前
(中小規模法人等であるかどうかの判定の時期) 45-13 …………… …………… <u>産業振興機械等の取得等をした日及び</u> ……………	(中小規模法人等であるかどうかの判定の時期) 45-13 …………… …………… <u>その取得等をした産業振興機械等を</u> ……………

二十 第 46 条《障害者を雇用する場合の機械等の割増償却》関係

改 正 後	改 正 前
46-1 <u>削 除</u>  (公共職業安定所の長の証明) 46-2 <u>措置法令第 29 条</u> ……………  ( <u>常時雇用する者の判定</u> ) 46-4 <u>措置法令第 29 条第 2 項から第 5 項までに規定する常時雇用する者かどう</u> <u>かは、1 週間の所定労働時間が 20 時間以上であるかどうかにより判定する。</u>	( <u>障害者として取り扱うことができる者</u> ) 46-1 <u>所得税基本通達 2-38 の取扱いは、措置法第 46 条第 2 項第 1 号に規定す</u> <u>る障害者について準用する。</u>  (公共職業安定所の長の証明) 46-2 <u>措置法令第 29 条第 2 項から第 5 項まで</u> ……………  (新 設)

改 正 後	改 正 前
<p>(短時間労働者等の意義)</p> <p><u>46-5</u> ……………</p> <p>……………<u>とは、1週間の所定労働時間が30時間未満である身体障害者又は知的障害者をいい、……………短時間労働者とは、1週間の所定労働時間が30時間未満である重度身体障害者又は重度知的障害者をいい、……………30時間未満である精神障害者をいう。</u></p>	<p>(短時間労働者等の意義)</p> <p><u>46-4</u> ……………</p> <p>……………<u>並びに……………短時間労働者及び……………20時間以上の労働者をいう。</u></p>

二十一 第55条((海外投資等損失準備金)関係)

改 正 後	改 正 前
<p>55-10 <u>削 除</u></p> <p>(評価減をした場合の海外投資等損失準備金の取崩し)</p> <p>55-11 ……………</p> <p>……………<u>措置法第55条第4項第5号括弧書の規定により除くこととされている場合……………</u></p>	<p><u>(資本の払戻しをした場合の海外投資等損失準備金の取崩しの計算)</u></p> <p>55-10 <u>海外投資等損失準備金に係る特定法人の特定株式等が当該特定法人の行う資本の払戻しの対象となった場合における措置法第55条第4項(第5号に係る部分に限る。)の規定により益金の額に算入する金額(以下55-10において「益金算入額」という。)は、法第61条の2第17項の規定により同条第1項第2号に規定するその有価証券の譲渡に係る原価の額とされる金額となるのであるが、法人が、当該特定法人に係る海外投資等損失準備金の金額に令第119条の9第1項に規定する割合を乗じて計算した金額をもって益金算入額とした場合には、これを認める。</u></p> <p>(評価減をした場合の海外投資等損失準備金の取崩し)</p> <p>55-11 ……………</p> <p>……………<u>措置法第55条第4項第5号括弧書……………</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(特定法人が適格合併をした場合)</p> <p>55-15 .....</p> <p>.....<u>同号及び措置法令第32条の2第14項</u>.....</p>	<p>(特定法人が適格合併をした場合)</p> <p>55-15 .....</p> <p>.....<u>同項第4号及び措置法令第32条の2第13項</u>.....</p>

## 二十二 第55条の3(特定事業再編投資損失準備金)関係

改 正 後	改 正 前
<p>(海外投資等損失準備金の取扱いの準用)</p> <p>55の3-1 .....</p> <p>.....<u>55-11</u>から55-14まで.....</p>	<p>(海外投資等損失準備金の取扱いの準用)</p> <p>55の3-1 .....</p> <p>.....<u>55-10</u>から55-14まで.....</p>

## 二十三 第55条の5(金属鉱業等鉱害防止準備金)関係

改 正 後	改 正 前
<p><u>(損金の額に算入されなかった金属鉱業等鉱害防止準備金がある場合)</u></p> <p><u>55の5-1の2 法人が金属鉱業等鉱害防止準備金を積み立てている特定施設(措置法第55条の5第1項に規定する特定施設をいう。)について、既に積み立てた金属鉱業等鉱害防止準備金のうちに損金の額に算入されなかった部分の金額がある場合においても、同条第2項に規定する「鉱害防止事業を実施する場合において、同法第9条の規定により当該特定施設に係る鉱害防止積立金の取戻しをしたとき」の同項の規定により益金の額に算入する金額は、損金算入により積み立てられた金属鉱業等鉱害防止準備金の金額のうち同項に規定する取戻しをした鉱害防止積立金の額に達するまでの金額であることに留意する。</u></p>	<p>(新 設)</p>

二十四 第 56 条（特定災害防止準備金）関係

改 正 後	改 正 前
<p><u>第 56 条</u>（特定災害防止準備金）関係</p> <p>（海外投資等損失準備金の取扱い等の準用）</p> <p><u>56-1</u> ……………</p>	<p><u>第 55 条の 6</u>（特定災害防止準備金）関係</p> <p>（海外投資等損失準備金の取扱い等の準用）</p> <p><u>55 の 6-1</u> ……………</p>

二十五 旧第 56 条（新幹線鉄道大規模改修準備金）関係

改 正 後	改 正 前
<p>（廃 止）</p> <p>（廃 止）</p> <p>（廃 止）</p>	<p><u>第 56 条</u>（新幹線鉄道大規模改修準備金）関係</p> <p><u>（適格合併等により引継ぎを受けた新幹線鉄道大規模改修準備金の均分取崩し）</u></p> <p><u>56-1 適格合併、適格分割又は適格現物出資により引継ぎを受けた新幹線鉄道大規模改修準備金（連結事業年度において積み立てた新幹線鉄道大規模改修準備金を含む。以下同じ。）の措置法第 56 条第 4 項の規定による均分取崩しについては、55-7 の 2 の取扱いに準じて取り扱うものとする。</u></p> <p><u>（海外投資等損失準備金の取扱い等の準用）</u></p> <p><u>56-2 新幹線鉄道大規模改修準備金の額の益金算入等については、55-18 及び 55 の 5-1 の取扱いに準じて取り扱うものとする。</u></p>